令和元年度 山口県福祉サービス運営適正化委員会 事業報告 (概要) 「本会議・運営監視部会〕

1 山口県福祉サービス運営適正化委員会等の開催状況

(1) 福祉サービス運営適正化委員会本会議 (開催回数:1回)

開催日	出席 委員数	議題
6月12日	15人	① 平成30年度事業報告について② 両部会に係るケース検討③ その他

(2) 運営監視部会 (開催回数:4回)

福祉サービス利用援助事業の実施主体である県社会福祉協議会が行う事業の透明性、公正性を担保し、事業の適正な運営を確保するため、定期的に業務実施状況・事業運営推進計画等について報告を受け、事業全般の監視を行った。

が、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
開催日 (開催回数)	出席 委員数	議 題				
6月12日 (第81回)	9人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について② 契約締結審査会(第222回~第223回)及び事務局審査会の審査結果について③ 平成31年度地域福祉権利擁護事業等実施状況調査の結果について				
9月30日 (第82回)	7人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について② 契約締結審査会(第224回~第227回)及び事務局審査会の審査結果について③ 現物調査(前期分)の実施状況について④ 現地調査の実施について				
1月15日 (第83回)	7人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について ② 契約締結審査会(第228回~第230回)及び事務局 審査会の審査結果について ③ 現物調査(後期分)の実施状況について ④ 令和元年度 社会福祉協議会に対する現地調査の実施報 告について				
3月 2日 (第84回)	5人	① 山口県地域福祉権利擁護事業の実施状況について② 契約締結審査会(第231回~第233回)及び事務局審査会の審査結果について③ 令和2年度山口県地域福祉権利擁護事業事業計画(案)について④ 令和2年度山口県福祉サービス運営適正化委員会事業計画(案)について				

2 調査実施状況

社 協 名	実 施 日	担当委員	実利用者数 9月30日現在
宇部市社会福祉協議会	10月21日(月)	山本 圭介	179人
山陽小野田市社会福祉協議会	10月23日(水)	岡 功	3 4 人
下関市社会福祉協議会	11月 7日 (木)	古殿雄二	155人
萩市社会福祉協議会	11月 8日(金)	草平武志	109人
阿武町社会福祉協議会	11月11日(月)	古殿雄二	9人
和木町社会福祉協議会	11月12日 (火)	城 彦二郎	1人
上関町社会福祉協議会	11月19日 (火)	古川英希	5人
平生町社会福祉協議会	11月21日(木)	板村憲作	4人
長門市社会福祉協議会	12月 3日 (火)	吉 水 千賀子	35人
田布施町社会福祉協議会	12月12日(木)	髙橋俊文	14人

◇ 現地調査結果

(1) 地域福祉権利擁護実施体制について

この度調査を行った社協について、9月30日現在の定点調査で、地域福祉権 利擁護事業の利用者が一番多かったのは、宇部市社協で179人、一番少ないの は、和木町社協で1人であった。

(2) 日常的金銭管理サービス

ア 一部の社協においては、体制上、単独でお金の出し入れが行われていた箇所 も見受けられた。しかし、最終的に他の職員で相互のチェックが行われている。 イ 各社協における検査は、年1回以上、実施していた。

- (3) 書類等預かりサービスについて
 - ア 萩市、和木町、阿武町社協は、検査を実施していない。
 - イ 上関社協は、書類預かりサービスの利用者がいなかった。
- (4) 契約ケースの援助状況について 各社協において、適正に実施されていた。
- (5) 成年後見制度への移行について
 - ア 利用者の中で、成年後見制度への移行が必要と思われるケースは、宇部市社協で21人、萩市社協で22人であった。
 - イ 移行が進まない原因の一つとして、申立人となる親族などからの協力が得に くいなどの理由があった。
- (6) 専門員の業務について

- ア 専門員等による利用者への面会は、専門員、推進員、生活支援員による定期的な面会が行われていた。
- イ 生活支援員の確保については、多くの社協が、確保できていないとのことで あった。平生町社協は、生活支援員を配置していない。

(7) その他

- ア 承継者が未定で預かっている通帳等について、県社協から指針は示されているが、5年を経過すれば、処分すればいいのだが本当に処分していいのだろうかとのことだった。
- イ 生活保護の利用者が、何回も臨時支援をお願いしてこられるが、限度を超え れば生活保護者自身の費用からいくらかでも徴取できればとの意見があった。 抑止力が働くと思う。
- ウ 利用者の支援にあたって、生活の立て直し、生活の支えなどの支援を行う必要がある利用者がおられ、仕事の中身として表しにくい支援(事務)がある。